

海外出張の旅費等の処理

□海外出張の旅費等

法人が支出する役員や使用人の海外出張の旅費（支度金を含みます）については、その海外渡航がその法人の業務の遂行上必要なものであり、かつ、その渡航のための通常必要と認められる部分の金額に限り、旅費として損金の額に算入することが認められます。

法人の業務の遂行上必要とは認められない海外渡航の旅費の額はもちろん、法人の業務の遂行上必要と認められる海外渡航費であっても通常必要と認められる金額を超える部分の金額については、原則として、その役員または使用人に対する給与とされます。

なお、その海外渡航が、旅行期間のおおむね全期間を通じて、明らかに法人の業務の遂行上必要と認められるものである場合には、その海外渡航のために支給する旅費は、社会通念上合理的な基準によって計算されている等、不当に多額でないと認められる限り、その全額を旅費として経理することができることとされています。

□業務上の必要性の判断

法人の役員または使用人の海外渡航が法人の業務の遂行上必要なものであるかどうかは、その旅行の目的、旅行先、旅行経路、旅行期間等を総合勘案して、実質的に判定するものとされています。

ただし、次の旅行は、原則として法人の業務の遂行上必要な海外渡航に該当しないものとされています。

- ① 観光渡航の許可を得て行う旅行
- ② 旅行あっせんを行う者等が行う団体旅行に応募してする旅行
- ③ 同業者団体その他これに準ずる団体が主催して行う団体旅行で主として観光目的と認められるもの

□私的な観光の取り扱い

海外出張の際に、一部私的な観光を行った場



○初めて消しゴムを発明した英国の化学者。その後、鉛筆の頭に消しゴムを付けて儲けた米国人。この両者のうち、特許権を取得できるのは前者「これまでになかった独創的な技術、アイデア、発明などで産業の発展に寄与するもの」です。後者は実用新案「今まであった品物、道具にアイデアを加えて、不便を解消したり、欠点を改良したりする」になります。



合には、原則として、その海外渡航に際して支給する旅費を法人の業務の遂行上必要と認められる旅行の期間と認められない旅行の期間との比等によりあん分し、法人の業務の遂行上必要と認められない旅行に係る部分の金額については、その役員または使用人に対する給与とすることになります。

ただし、海外渡航の直接の動機が、特定の取引先との商談、契約の締結等法人の業務の遂行のためであり、その海外渡航を機会に、観光を併せて行うものである場合には、その往復の旅費（その取引先の所在地等その業務を遂行する場所までのものに限り）については、法人の業務の遂行上必要と認められるものとされます。

□観光渡航の許可を得て行う旅行等の特例

法人の役員または使用人の海外渡航が、前記の①～③に該当する場合であっても、その海外渡航の旅行期間内における旅行先、行った仕事の内容等からみて法人の業務にとって直接関連のあるものがあると認められるときは、法人の支給するその海外渡航に要する旅費のうち、法人の業務にとって直接関連のある部分の旅行について直接要した費用の額は、旅費として損金の額に算入することができます。